ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費のうち、TNFD等情報開示に関する調査・検討等





【令和7年度要求額 45百万円(15百万円)

ネイチャーポジティブ経済に向けた企業の取組を支援するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約(CBD)COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるネイチャーポジティブ(Nature Positive(NP):自然再興)の考え方が掲げられた。このため、企業のNPに係る取組であるTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)等の対応を支援していく。特に先進国は途上国における自然資本に依存している中、途上国におけるNPの取組を進める必要性が高まっており、国内の生産・消費によるグローバル・バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握、負荷低減に関する企業行動を支援する。

2. 事業内容

- NPの実現は環境保全のみならず、我が国企業にとって新しいビジネスの創出につながる好機にもなるよう、以下の取組を通じ、各種国際ルールへの国内企業の対応を支援する。
- (1) **令和6年3月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき国際 情勢を踏まえた企業支援や**、TNFD等の国際的なルールメイキングに対応するためのキャパシティービルディング等を実施。
- (2) バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握、負荷低減に向けた企業の具体的な行動を支援するため、個社では困難なグローバル・バリューチェーンにおける事業活動と自然資本の接点の特定・影響把握などを、各業界内で互助・協業で実施する取組の推進を図る。また、こうした取組が市場で適切に評価されるよう、ネイチャーポジティブな製品・サービスに関するマーケティング調査・実証事業を実施するとともに横展開していく。

3. 事業スキーム

■事業形態 委託事業、請負事業

■委託先、請負先 _{民間団体等}

■実施期間 平成23年度~

4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す

国際的なルールメイキング



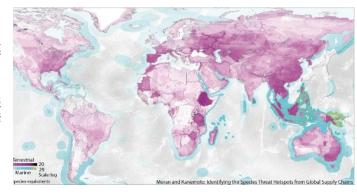


企業の 情報開示

国際的な 森林保全

国内での対応

 TNFD等国際枠組に則った情報開示支援
開示や規制等に関する国際ルール等への 日本企業の対応状況の整理、等



出典:Daniel Moran and Keiichiro Kanemoto: Identifying species threat hotspots from global supply chains, nature ecology & evolution, VOL1, JANUARY 2017

お問合せ先: 環境省 自然環境局自然環境計画課 電話:03-5521-8343 自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 電話:03-5521-8150